

2025年 日本国際博覧会  
(大阪・関西万博)

営業参加 募集要領

EXPO フードトラック(キッチンカー)事業者公募

応募期間:2024 年7月 19 日(金)~2024年 8月 19日(月)

※フードトラックエリアは1 拠点につき 4 台の営業を予定します。応募については1拠点ごとに  
応募をしてください。拠点ごとに4 台に満たない(1台~3台)応募はできませんのでご注意ください。



## 目次

- 1 プロローグ
- 2 営業施設の考え方
- 3 会場内商業エリアについて
- 4 営業参加業務内容・営業拠点配置図・応募の条件
- 5 契約
- 6 全体スケジュール
- 7 応募方法
- 8 営業参加契約締結候補者の選定方法
- 9 営業参加の基本条件
- 10 運営に関する留意点
- 11 営業施設及び設備
- 12 特記事項
- 13 「ガイドライン・規則」他 URL確認一覧
- 14 提出書類一覧
- 15 提出方法補足

## 1 プロローグ

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「大阪・関西万博」という。）は、2025年4月13日から10月13日までの184日間、大阪府大阪市において約155haの規模で開催される国際博覧会です。

営業参加者は、大阪・関西万博が掲げる開催の意義、「いのち輝く未来社会 へ」「SDGs達成・SDGs+ beyond への飛躍の機会」「Society5.0 実現に向けた実証の機会」「日本の飛躍の契機に」に賛同し、営業施設を計画し、大阪・関西万博にふさわしい営業施設にすることによって大阪・関西万博に参加するものです。

### いのち輝く未来社会へ

大阪・関西万博は、「いのち」という原点に立ち戻り、自らと他者のいのちを意識し、そして自然界の中で生かされる様々ないのちと向き合い、世界が持続する未来を模索する場となります。

### SDGs達成・SDGs+ beyond への飛躍の機会

大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組みを加速させる絶好の機会となります。

### Society5.0 実現に向けた実証の機会

大阪・関西万博において、万博会場全体を未来社会を先取りした超スマートシティとし、新たな技術、サービス及びシステムの社会実装に向けたチャレンジを行うことは、Society5.0 実現に向けた実証の機会になります。

### 日本の飛躍の契機に

大阪・関西万博を契機に、文化、歴史等を含め、日本の魅力を再発見する機会となり、「観光立国」として、より付加価値の高い観光の実現を目指すきっかけとなります。さらには、万博会場においてDX（デジタルトランスフォーメーション）による社会変革の新たな形や地球環境問題への挑戦の新たな形を世界に示していくこととなります。大阪・関西万博は、経済、社会、文化等あらゆる面において、大阪・関西のみならず日本全体にとって更なる飛躍の契機となります。

## People's Living Lab- 未来社会の実験場

大阪・関西万博の会期前から、多様な参加者がそれぞれの立場での取り組み(例えば、健康・医療、カーボンニュートラル、資源循環、デジタルをテーマにしたもの等)を持ち寄り、SDGs 達成に資するチャレンジを会場内外で行い、未来社会をただ考えるだけでなく、行動することによってよりリアルに描き出そうという試みが、大阪・関西万博の最大の特徴です。会場を新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていきます。

## 2 営業施設の考え方

会場内の営業施設は、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」やコンセプトである「People's Living Lab- 未来社会の実験場」を表現する極めて重要な役割を担っています。会場内の営業施設は、多様な店舗を展開し、会場全体として調和のとれた「大阪・関西万博」にふさわしい内容の実現を図りたいと考えています。

会場内において来場者に食事・お土産を提供することは必要不可欠なサービスであり、飲食やお買物の楽しさを通じて大阪・関西万博の効果を盛り上げる重要な役割を担います。またEXPOフードトラック(キッチンカー)においては、EXPO2025グリーンビジョンに基づく廃棄物削減の柱として、リユース食器または堆肥化可能な食器運用を前提に、来場者ニーズに十分に応えられる飲食の提供をお願いします。

※当公募ではキッチンカーは、EXPO フードトラック(以下「フードトラック」という。)と表現します。

※会場内には、今回公募のフードトラック以外に各パビリオン等が運営するフードトラック(キッチンカー)もありますが、これらのキッチンカー運営は協会の管轄外であり、今回公募の対象外となります。

### 会場内の営業施設のコンセプト

- ・来場者の飲食・買い物ニーズに十分にこたえる取組み
- ・SDGs 達成に向けたフードロス・資源循環に配慮した持続可能な取組み
- ・持続可能性に配慮した国産食材を使用した食品・物販の販売
- ・健康と福祉を促進するウェルビーイングな取組み
- ・新しいテクノロジー・新業態・新メニューへの挑戦
- ・最新のオペレーション技術の導入によるスムーズな店舗運営

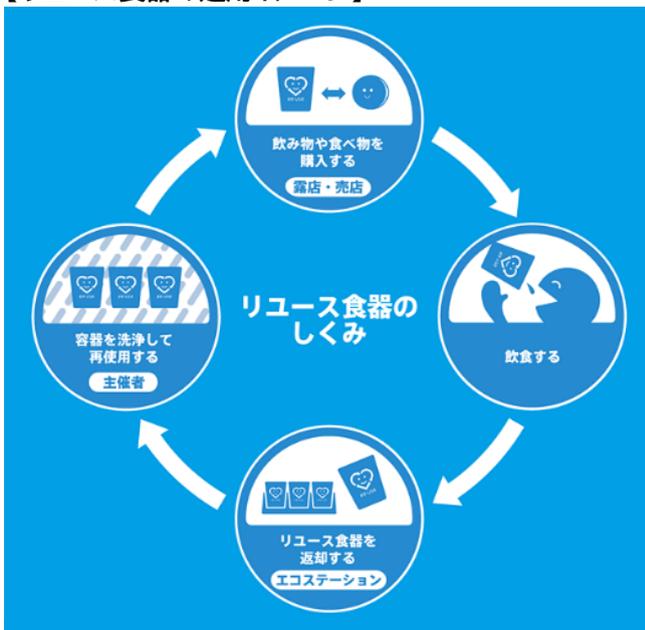
【応募に際してご注意をいただきたいこと】

## 1. フードトラックにおける「リユース食器または堆肥化可能な食器による運用」について

営業施設のひとつであるフードトラック(キッチンカー)では、SDGsや持続可能性の実践として、使用する食器をリユース食器(使い捨てではなく洗うことにより繰り返し何度も使用可能な環境配慮型の食器)に限定する計画です。

今回の公募では、リユース食器を使って飲食物の提供を行うフードトラック事業者を募集します。またリユース食器の使用・回収が難しい場所では、代替として堆肥化可能な生分解性プラスチックの食器を導入し、会場内で発生する食品廃棄物と一緒に堆肥化して再生利用することを目指しています。以上のことをご理解の上、環境に配慮した運営を前提に来場者ニーズにも十分に応えるフードトラック営業のご提案をお待ちしています。

### 【リユース食器の運用イメージ】



## 2. 調理用熱源について

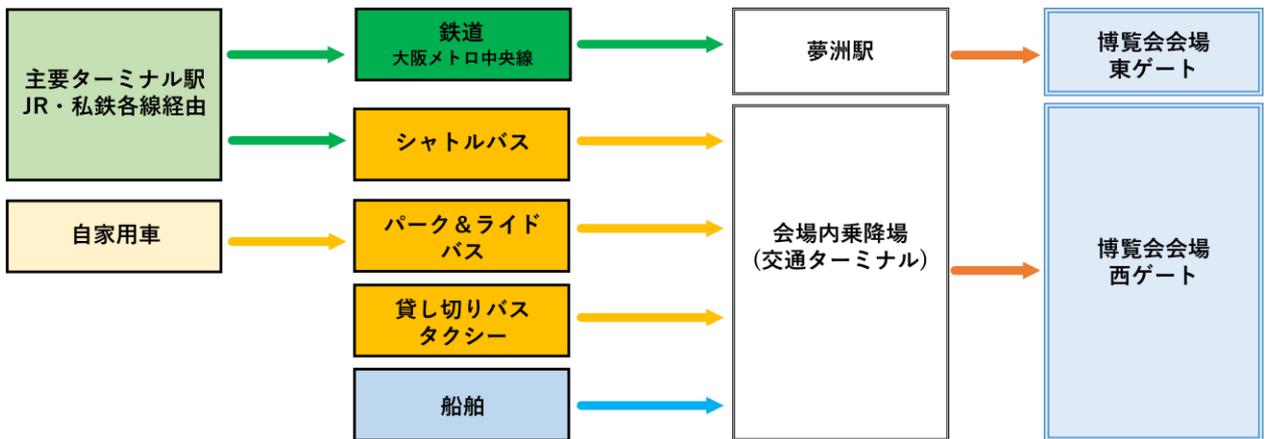
フードトラックで使用する調理用熱源はIHもしくは電気調理器を使用してください。裸火は使用禁止です。メニューについてはIHや電気調理器で提供可能なメニューをご検討ください。

### 3 会場内の商業エリアについて

#### 3.1 会場内の商業エリア



#### 3.2 会場までの主なアクセスルート



※協会が特別に認めた場合を除き、万博会場に直接自家用車で来場することはできません。

#### 3.3 来場者特性

大阪・関西万博の来場者特性については、2025年日本国際博覧会基本計画をご参照ください。<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

## 4 営業参加業務内容・営業拠点配置図・応募の条件

### 4.1 営業内容(フードトラック)

フードトラックごとに特色のある料理で会場内回遊のクイックな食事需要に対応する店舗です。4台を1グループのエリアにして会場内6箇所に配置しています。ごみの排出量削減と環境の取組みとしてリユース食器または堆肥化可能な食器の使用に限定していますので、フードトラック事業者は、博覧会協会(以下「協会」という。)と営業参加契約を締結するとともに、リユース食器事業者または堆肥化可能な食器事業者と食器の提供に関する契約を締結してもらう必要があります。

※契約内容については、「5. 契約」の項目をご確認ください。

### 4.2 営業期間・営業時間

原則として、大阪・関西万博の開催期間(2025年4月13日～2025年10月13日)、開場時間は9:00～22:00となります。

大阪・関西万博の開幕から閉幕までの間、店舗を休業することはできません。ただし、協会が個別指示した場合やその他正当な理由がある場合は、この限りではありません。大阪・関西万博の開催期間中は、下記に規定する営業時間帯の間、営業を行わなければなりません。

種類 (カテゴリー)	開店	閉店	備考
EXPO フードトラック (キッチンカー)	遅くとも 10:00	基本 19:00 遅くとも 21:00 まで	ラストオーダー 設定なし

※遅くとも10:00開店の店舗は、9:00からの開店も可能です。

※開幕前のテストラン・プレスプレビュー、閉幕後の営業、または営業時間外の営業等については、協会が特に必要と認める場合には、営業等を指示することがあります。

※各パビリオンの開館時間は、遅くとも9:30までに開館し、21:00閉館となっています。

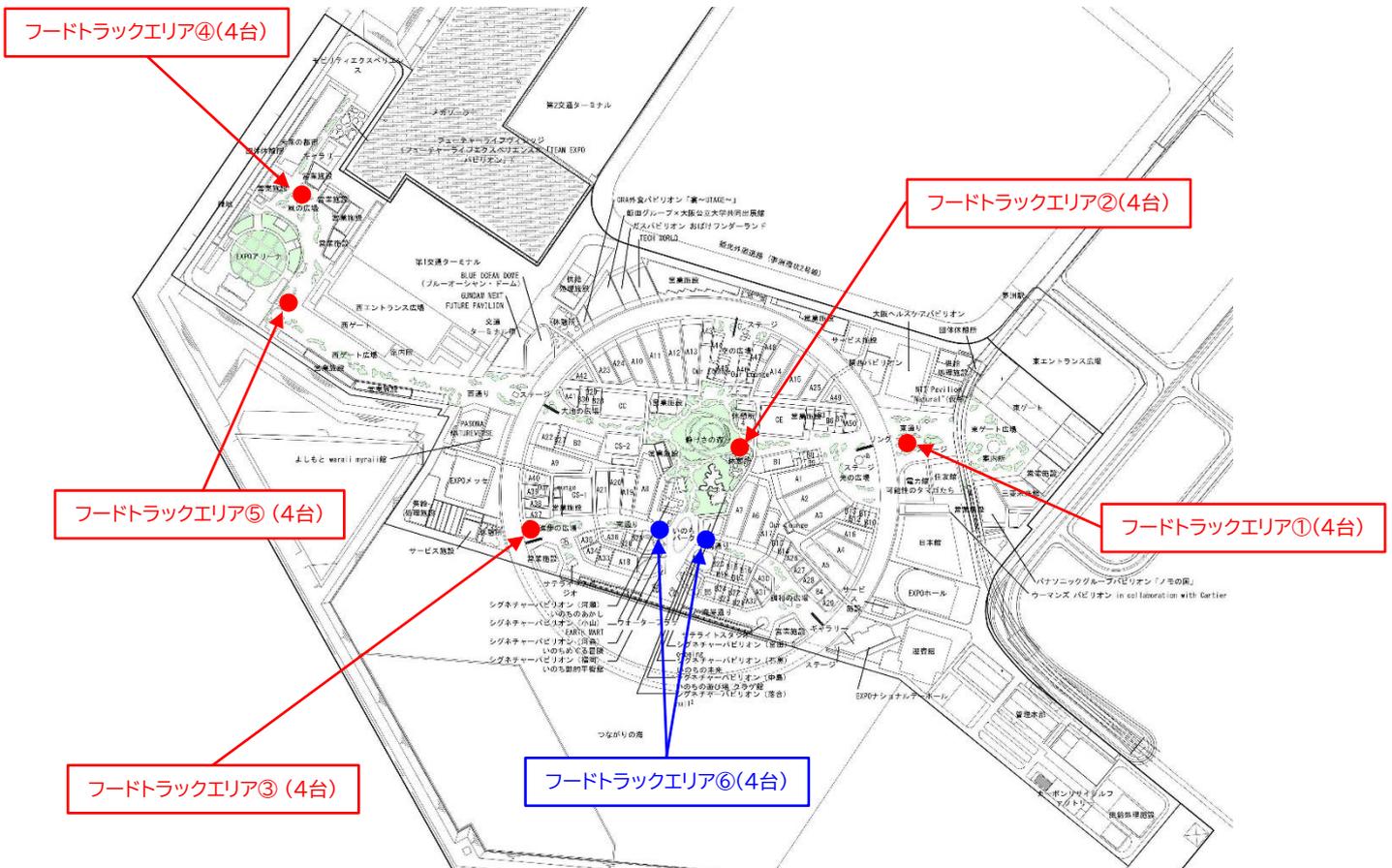
### 4.3 営業拠点

会場内にEXPOフードトラックエリア(以下「フードトラックエリア」という。)は6拠点あります。次頁図①②③④⑤の5拠点ではリユース食器の運用、⑥の拠点では堆肥化可能な食器を利用した運用として、各食器を使用する費用はフードトラック事業者の負担とします。

※リユース食器の運用拠点には、コンテナ車(リユース食器の未使用分在庫保管及びスタッフの休憩場所として利用できるスペース)を1台配置予定です。

※搬出入ルート等のルールについては事業者決定後お知らせします。

**フードトラックエリア 営業拠点配置図**  
 ※フードトラックエリアは 1 拠点につき 4 台の営業を予定。



**【協会が公募したリユース食器事業者の食器を使い営業を行うフードトラックエリア】**

フードトラック エリア番号	立地特性	食器回収拠点、 冷凍冷蔵車等	客席	アルコール飲料 販売の可否
①	東ゲート広場とリングの入り口に近接	協会もしくは リユース食器 事業者にて 準備あり	共用のベンチを利用可	不可
②	静けさの森の来場者休憩所内		フードトラック優先座席あり	リユース食器での提供のみ可能
③	ウォータープラザの西側、進歩の広場		共用のベンチを利用可	不可
④	EXPOアリーナや風の広場に隣接		フードトラック優先座席あり	リユース食器での提供のみ可能
⑤	西ゲートと EXPO アリーナに近接		フードトラック優先座席あり	リユース食器での提供のみ可能

**【協会が指定する堆肥化可能食器を使い営業を行うフードトラックエリア】**

フードトラック エリア番号	立地特性	冷凍冷蔵車等	客席	アルコール飲料 販売の可否
⑥	テーマ館に近接した、いのちパーク内	協会にて準備あり	共用のベンチを利用可	不可

#### ブースの設置について

フードトラック1台あたり800cm×400cmのブースを設けます。車両はブース内に配置ください。空きスペースは営業時の決済、商品受け渡し等の作業スペースとして使用できます。作業台・テーブル等を設置できます。

フードトラックエリア⑥の運営事業者には持続可能性の各取組みの実証実験に協力頂きます。別途協会が協賛をいただくスマート回収箱(最大10台)及び堆肥可能な食器(10万食程度)を使用することを前提とします。なお、食器に関しては、協会より提供するものを使い切った後、フードトラック事業者において必要とする堆肥化可能食器の調達をお願いします。詳細は事業者決定後お知らせします。

#### 4.4 メニューの提供方法について

##### (1)メニューの提供方法

フードトラックエリア①～⑤は食器、カップ、カトラリー、箸などを含めてすべてリユース食器を使用してください。ハンドスナックやスイーツなどもリユースカップや可食容器の活用、記念に持ち帰れるような魅力的な食器の導入等により、ゴミを出さない提供方法を実践してください。フードトラック⑥は堆肥化可能な食器等を使用してください。

##### (2)ソフトドリンク、アルコール飲料等の提供方法

ソフトドリンクやアルコール飲料などの飲み物はすべてリユース食器を使用して提供してください。瓶・缶・ペットボトル・プラカップでの提供はできません。アルコール飲料の提供はフードトラックの優先座席があるエリアのみで可能です。フードトラックエリア①③⑥ではアルコール飲料の提供はできません。万博会場内でアルコール飲料の歩き飲みは禁止されていますので、来場者にはフードトラック優先座席の利用をご案内ください。

##### (3)フードトラック優先座席

フードトラック優先座席としていますが、共用利用も可能なスペースです。

会場内にはペットボトルの自動販売機が設置されており、お客様が購入したペットボトルを持ち込む可能性があります。

また、来場時にお弁当を準備し、フードエリア内でお客様の一部がお弁当等を食する可能性があります。

##### (4)リユース食器回収への協力

飲食後のリユース食器、カップ、カトラリー、箸等は各フードトラックエリア内の食器回収拠点で回収を行います。フードトラックでのメニューの受け渡しの際に、回収拠点への食器等の返却を案内するようにしてください。回収拠点の運営やその後の洗浄作業、フードトラックへの食器返却はリユース食器事業者が行います。

#### 4.5 営業拠点の設備・備品

フードトラックエリアには、以下備品の設置を想定しています。各備品の調達、設営、メンテナンス、撤去に関する準備や費用負担は、以下のとおりとします。

備品名・機器名	協会	リユース食器事業者	フードトラック事業者
屋外客席(イス、テーブル)、パラソル	○		
冷蔵冷凍車(フードトラックの食材保管用)	○		
コンテナ車(リユース食器の保管等)	○		
2槽式シンク、水栓(1拠点につき1台、グリーストラップなし)	○		
リユース食器回収拠点用パラソル	○		
決済端末、POS(機器の貸与)	○		
決済端末、POS(ポケット型Wi-Fiの整備、通信費の負担)			○
コンテナ車内、リユース食器保管用カゴ台車・ラック等		○	
リユース食器回収拠点の設営、備品等		○	
リユース食器(貸出・洗浄・回収・運搬)		○	
フードトラック(キッチンカー車両、1拠点につき4台)			○
IH・電気調理器、調理器具等			○
堆肥化可能食器(EXPOフードトラックエリア⑥のみ)			○
その他食品提供に係る備品			○
冷蔵冷凍車荷台内、食品保管用カゴ台車・ラック等			○
空きスペースの作業台(テーブル等)			○

※フードトラック事業者は来場者の食事エリアであるフードトラックエリア及びリユース食器回収拠点を、リユース食器運用事業者と協力して環境美化に努めてください。

※フードトラックの屋外席は、協会委託の事業者が定期的に清掃を実施します

※その他リユース食器運用について検討が必要な事項は、協会と協議の上、対応してください。

※協会が費用負担し設置するパラソルは営業前に開き、営業終了時は閉じてください。強風時も閉じてください。またイス、テーブル等の整理整頓に努めてください。具体的な運営管理範囲等は今後の協議とさせていただきます。

※冷蔵冷凍車の想定サイズは約3トンです。

※冷蔵冷凍車等の車両サイズは今後の状況により変更の可能性があります。

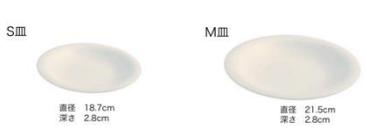
※決済端末・POSの詳細については、「10 運営に関する留意点」をご確認ください。

※リユース食器の貸出単価及び詳細については、「4.6 使用予定のリユース食器の種類と貸出単価等」をご確認ください。

#### 4.6 使用予定のリユース食器の種類と貸出単価等

リユース食器の種類と貸出単価は下記を参考としてください。ただし、参考情報であって、現時点で確定しているわけではありません。フードトラック事業者は、自らの責任で協会の指定するリユース食器事業者と価格交渉を行ってください。

リユース食器の種類一覧表・貸出単価(リユース食器事業者公募提案より)

※食器の貸出単価は今回公募における参考価格であり、最終的な契約価格を縛るものではありません。 ※予定貸出単価は食器の貸出、食器回収、洗浄、運搬までの費用を含んだ予定単価になります。				
食器アイテム名	サイズ	最低ロット数	予定貸出単価(計画)	リユース食器のイメージ(形状や色などは今後変更の可能性あります)
① メインプレート大	直径 21.5 cm	140	120 円	
② メインプレート小	直径 18.7 cm	240	100 円	
③ 角皿 M	17 cm×10 cm	120	120 円	
④ 角皿S	16cm×8cm	160	100 円	
⑤ 丼 L	直径 18.5 cm 深さ 7 cm	160	120 円	
⑥ 丼 S	直径 14.7 cm 深さ 7 cm	240	100 円	
⑦ 飲料カップ 大	450ml	200	90 円	
⑧ 飲料カップ 小	280ml	360	80 円	
⑨ カトラリー(箸)		800	50 円	

⑩ カトラリー(スプーン、フォーク)		800	50 円	
--------------------	--	-----	------	---

#### 4.7 応募の条件

フードトラックエリアは1 拠点につき 4 台の営業を予定します。応募については1拠点ごとに応募をしてください。**拠点ごとに4台に満たない(1台～3台)応募はできませんのでご注意ください。**

フードトラックエリア①～⑤では、1事業者あたり1拠点(4台)～3拠点(12台)まで応募ができます。複数拠点を応募する場合は、総台数に応じたメニュー展開や体制の提案をお願いします。

フードトラックエリア⑥のみの単独応募はできません。必ずフードトラックエリア①～⑤とセットでの応募が必要です。

応募時にフードトラックエリア拠点位置の希望はできますが、最終的な拠点位置や台数は審査の上、協会にて決定します。

※希望する拠点位置や台数は、営業参加申込書「様式4」の回答欄にご記入ください。

応募は、フードトラックエリアを運営できる個人事業者・法人・団体または複数事業者による共同事業体を単位とします。

※個人事業者または法人・団体で共同事業体を組む際は共同事業体で代表構成員を決めて協会と契約してください。

※会期中にフードトラックを入れ替えることは可能ですが、184 日全営業日とも 1 拠点につき 4 台体制での営業としてください

※最繁忙日には 1 台当たり 1 日 1,000 食以上出せる体制(供給能力・保管プラン・調理プラン)を想定して提案してください。

※IH・電気調理器を使用してください。裸火は使用禁止です。

※使用車両は大阪市自動車営業Ⅲ型(基本型)を推奨します。

#### 4.8 提出書類

##### (1) 応募に必要な書類等

(以下の項目番号は本募集要領巻末の14 提出資料一覧 と連動しています)

1. 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博) 提出チェックシート (様式 1)
2. 誓約書 (様式2)
3. (複数の個人事業者・法人・団体等による共同事業体として参加申込の場合)
  - ・構成員届出書(代表構成員) (様式3-a)
  - ・構成員の関係を証明する資料(共同事業体協定書、相関図等) ※自由形式
4. 営業参加申込書 (様式4)
5. 営業提案書

- ・営業提案書表紙（様式5-a）  
希望するフードトラック台数および場所(エリアNo.)
- ・営業概要（様式5-b）  
コンセプト、主な販売品目計画、運営方針、リユース食器の活用やゴミ削減実現への工夫・アイデア、メニュー計画、予定客単価、決済端末・POSの希望台数、使用車両の種類・イメージ等  
※(様式5-b)は自由書式での提案も可能。A4 10ページ上限、両面使用可
- ・仕入計画（様式5-c）
- ・資金調達ならびに用途計画（様式5-d）
- ・収支計画（様式5-e）
- ・売上高試算（様式5-f）
- ・従業員体制等（様式5-g）
- ・SDGs・持続可能性・ユニバーサルサービスへの取り組み（様式5-h）
- ・危機管理体制（様式5-i）
- ・申込者の概要、現在の営業概要など（5-j）
- ・営業実績等（様式5-k）
- ・会社または事業の略歴・主要株主など（様式5-l）
- ・大型イベント・商業施設等への参加実績（様式5-m）
- 6. 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について(チェックシート)（様式6）  
※メール送付時はExcel形式にて提出願います。

8.～13.は参加申込者(個人・法人・団体・共同事業体)により用意いただく資料が異なります。

#### <個人事業者の場合>

- 8.住民票記載事項証明又は住民票抄本 ※発行日から3か月以内のもの
- 12.税務申告書、決算書 ※直近2ヶ年分
- 13.納税証明書 ※直近2ヶ年分、『未納の税額がないこと』を証明できるもの。

#### <法人の場合>

- 9.定款又は寄附行為(写し) ※原本証明すること
- 10.登記事項証明書 ※発行日から3か月以内のもの
- 12.決算報告書(営業報告書、貸借対照表、損益計算書) ※直近2ヶ年分
- 13.納税証明書 ※直近2ヶ年分、『未納の税額がないこと』を証明できるもの。

#### <団体の場合>

- 8.住民票記載事項証明又は住民票抄本(代表のもの) ※発行日から3か月以内
- 11.協定書

- 12.決算報告書(営業報告書、貸借対照表、損益計算書) ※直近2ヶ年分  
13.納税証明書 ※直近2ヶ年分、『未納の税額がないこと』を証明できるもの。

<共同事業連合体の場合>

※複数の個人・法人・団体等により共同事業体を構成する場合は、各構成員について上記書類をご用意ください。

※13.納税証明書は国税・都道府県税・市町村税により異なります。国税・地方税の各証明書『未納の税額がないこと』、徴収金の種類(税目等) 全項目を選択した証明書をご用意ください。

14.暴力団排除条例に基づく誓約書 (様式8)全構成員分のものを提出してください。

15.役員名簿 (様式9)大阪府暴力団排除条例に基づき大阪府警へ照会

※会社法の定める役員すべて(構成員含む)

※メール送付時はExcel形式にて提出願います。

16.持続可能性の確保に向けた誓約書 (様式10)

【郵送提出物の仕様指定について】

提出書類はA4縦フラットファイルに綴った形でご提出ください。

※1~16 すべての「提出書類」はファイル1冊(黄色指定)、

「5.営業提案書」は希望エリア毎にファイル5冊ずつ(グレー指定)をご用意ください。

※各ファイルの表紙と背表紙には公募名および参加申込者名を記入してください。

詳細は14 提出書類一覧 を合わせてご確認ください。

記入例

「2025年日本国際博覧会 営業参加フードトラック 提出書類 株式会社〇〇〇」

「2025年日本国際博覧会 営業参加フードトラック 営業提案書

/希望出店エリアNoおよび希望台数 株式会社〇〇〇」

(2)提出注意事項

ア 応募提案にあたっては、本募集要領及び提出様式集等を熟読し遵守してください。

イ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項について、必要に応じて記入

枠の調整、罫線・段組等を編集し記載してください。

- エ 複数エリアを申込の場合、5.営業提案書は希望エリア毎に5冊ずつご用意ください。
- オ 5.営業提案書を作成の際、各項目における記載事項又は提出事項がない場合には、「該当する内容がありません。」又は「該当する提案はありません。」等と記載してください。
- カ 実績が直近2ヶ年に満たない場合は、可能な範囲で提出してください。
- キ 提出書類を欠く場合や書類不備がある場合、または提出書類中の重要な事項について虚偽の記入、故意に記入しなかった場合には、当該応募を受け付けなかったり、また、営業参加契約締結候補者の選定を撤回したりすることがあります。
- ク 営業参加者契約締結後においても(キ)と同様のことが判明した場合、また事実関係において協会が運営上著しく不利益をこうむると判断した場合には、当該契約を取消し、または解除することがあります。
- ケ 提出書類は全て返却いたしません。
- コ 記入内容については、営業参加者の選定のみで使用し、協会の責任において守秘義務を保持します。
- サ 一度提出された提出書類の訂正及び差替え等は認めません(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合を除きます。)
- シ 提出書類や、提出書類に記載された個人情報、申込内容の確認やその他営業参加申込に関する連絡に必要な範囲で利用します。ただし、政府(経済産業省及び内閣官房国際博覧会推進本部等)に営業参加の決定に必要な限度で提供することがあります。その他、協会の「個人情報保護方針」をご参照ください。
- ス 申込後の審査に於いて、参加申込者の出店が決定した時点での辞退は出来ません。やむを得ず辞退する場合は、協会と協議の上辞退の可否を決定致します。辞退した申込者は、今後の営業参加公募には応募できません。

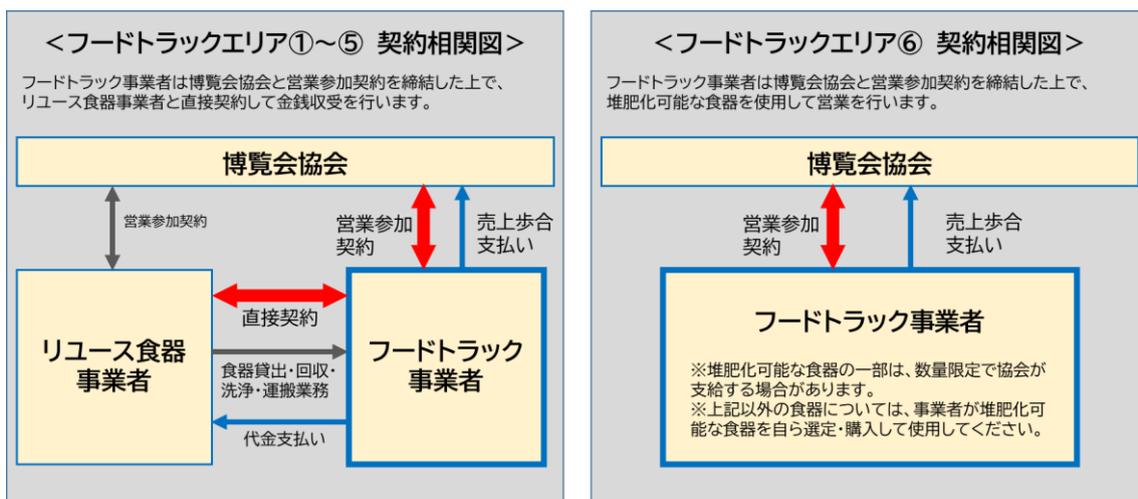
## 5 契約

### 5.1 協会とフードトラックエリア①～⑥の事業者との営業参加契約

- ・フードトラック事業者は、フードトラックの営業に係る事項を内容とする営業参加契約を協会と締結して頂きます。
- ・協会は法令改正その他の事情を踏まえ、フードトラック事業者に契約内容の変更を求めて協議を申し込むことがあります。
- ・フードトラック事業者が営業参加契約締結日までに応募資格を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は営業参加契約を締結しないことがあります。

### 5.2 リユース食器事業者とフードトラックエリア①～⑤の事業者との直接契約

- ・フードトラック事業者は、協会が公募で選定したリユース食器事業者との間で、直接にリユース食器使用に係る契約を締結してください。食器の貸出費用などの支払いは、リユース食器事業者に直接支払いをしてください。
- ・本公募ではリユース食器の貸出単価等の情報を参考情報として提供しますが、リユース食器事業者に対する契約価格を拘束するものではありません。
- ・フードトラック事業者は、協会の指定するリユース食器事業者との間で、自らの責任で契約交渉を行い、リユース食器使用に係る契約をリユース食器事業者と締結の上、円滑にリユース食器の運用を行ってください。
- ・フードトラック事業者とリユース食器事業者との間でトラブルが生じたとしても、協会は一切関与しません。



### 5.3 契約の解除

協会は、フードトラック事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該事業者との営業参加契約を解除することがあります。

- (1)提出書類の記載事項について、虚偽の記入または故意に記入しなかったことが判明したとき
- (2)協会が定める諸規則等、契約書の条項、協会及び協会が委託した管理事業者の指示に従わないとき
- (3)協会とフードトラックエリア①～⑤の事業者が協会と契約後、1ヶ月が経過してもリユース食器事業者と契約を締結しないとき。ただし、リユース食器事業者の事情による場合は除く。
- (4)フードトラック事業者がリユース食器ならびに堆肥化可能な食器を使用せずに営業を行おうとする、または行ったとき
- (5)開幕までに営業許可が取得できなかったとき

## 6 全体スケジュール

スケジュールは、次の通りです。なお、開会及び閉会日を除いて、今後の事情により変更・修正する場合があります。

契約締結後	リユース食器事業者との調整協議
2025年3月中旬までに	運用準備期間・トレーニング期間
2025年4月上旬の数日	全体テストラン・プレスプレビュー
2025年4月13日	大阪・関西万博開幕
2025年10月13日	大阪・関西万博閉幕
2025年12月中旬までに	持ち込み備品等の撤去及び原状回復期間

### ※責任及び費用負担

営業参加契約を締結したフードトラック事業者は、フードトラックの設置から、大阪・関西万博開催期間中の運営、及び店舗の維持管理までの一連行為について、自らの責任で実施していただきます。また自己の責任で、リユース食器事業者との協議しレンタル契約を締結してください。

大阪・関西万博閉幕後は、フードトラック事業者が持ち込んだ全ての設備・備品を万博会場から撤去する必要があります。

## 7 応募方法

応募手続等は以下の通りです。

### 7.1 公募スケジュール

フードトラック事業者を選定するスケジュールは以下の通りです。

本募集要領巻末の14 提出資料一覧に基づき必要な書類を作成の上、受付期限までに郵送及び電子メールにて提出してください。

本募集要領の営業施設の考え方、会場内営業施設のコンセプト等に沿って工夫を凝らした計画により、来場者に未来社会を感じさせ、感動を与えてくれる、チャレンジ精神に溢れた提案をお待ちしております。

なお、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

#### (1) 応募受付期間

2024年7月19日(金)～2024年8月19日(月)17時まで

※2024年8月19日(月)までの消印があるものを有効とします。

## (2) 募集要領及び必要書類の配布

### ア 配布期間

2024年7月19日(金)から2024年8月19日(月)まで

### イ 提供方法

協会ホームページから各自ダウンロードしてください。

(郵送による提供は行ないません。)

## (3) 質問の受付及び回答

### ア 受付期間

2024年7月19日(金)から2024年7月31日(水)17時まで

### イ 提出方法

電子メールのみとします。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。  
質問内容を「質問票(様式7)」に記載したファイルをExcel形式にて添付し、以下  
まで送信してください。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

会場運営局 運営管理部 運営管理課

メールアドレス:[eigyousanka@expo2025.or.jp](mailto:eigyousanka@expo2025.or.jp)

※「メール件名」には「【質問】2025年日本国際博覧会 営業参加フードトラック」  
と明記してください。

※「添付ファイル名」には参加申込者名称と保存した日付を明記してください。

記入例

「質問票\_営業参加フードトラック\_株式会社〇〇〇(参加申込者名)  
\_202407〇〇」

### ウ 質問者への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して  
留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

※13「ガイドライン・規制」他 URL 確認一覧 その他「よくあるご質問(FAQ)」を  
参照ください。

なお、本公募以外に関する質問には回答しません。

#### (4)応募書類の受付

##### ア 受付期限

2024年8月19日(月)17時まで（電子メール送信および郵送完了報告メール）

※郵送物は2024年8月19日(月)の消印があるものまで有効とします。

##### イ 提出方法

応募書類一式を下記送付先に郵送及び電子メールにて提出してください。

##### 【郵送】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

会場運営局 運営管理部 運営管理課

担当:西口

住所:〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階(受付)

※郵送物の表面には必ず「営業参加(フードトラック)申込書在中」と明記し、書留もしくは配達記録としてください。

※郵送に際しては、「営業提案書(様式5-a)」に連絡窓口として記載したメールアドレスより、郵送完了した旨を受付期限までに電子メールにてご一報ください (送信先:[eigyousanka@expo2025.or.jp](mailto:eigyousanka@expo2025.or.jp))。

※持参による提出は行なえません。

※郵送時の提出部数および仕様には指定を設けています。

詳細は4. 8 提出書類、14 提出書類一覧 をご確認ください。

##### 【電子メール】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

会場運営局 運営管理部 運営管理課

メールアドレス:[eigyousanka@expo2025.or.jp](mailto:eigyousanka@expo2025.or.jp)

※メール提出に際しては、「営業提案書(様式5-a)」に連絡窓口として記載したメールアドレスより送信してください。

※「メール件名」には「【応募】2025年日本国際博覧会 営業参加 フードトラック (参加申込者名称)」と明記してください。

※「添付ファイル名」には参加申込者名称と保存した日付を明記してください。またメール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割送信してください。

記入例

「募集書類\_営業参加フードトラック\_株式会社〇〇〇\_202407〇〇\_1」

「募集書類\_営業参加フードトラック\_株式会社〇〇〇\_202407〇〇\_2」

※応募書類すべてのデータを一式で送信してください。また(本文含め)パスワード等のセキュリティ機能を設定せず送信してください。

※メール送信時の各データの保存形式には指定を設けています。

詳細は4.8 提出書類、14 提出書類一覧 をご確認ください。

#### (5) 営業参加契約締結候補者の選定

2024年9月中旬を予定しています。

詳細は8.2 審査結果の通知 をご確認ください。

#### (6) 営業参加契約の締結

協会は、選定されたフードトラック事業者と 2024 年10月下旬頃に営業参加契約の締結を予定しています。

### 7.2 応募者の資格

以下に掲げる要件を全て満たす個人事業者、法人、団体または複数の個人事業者・法人・団体等により構成された共同事業体であれば、応募が可能です。複数の個人事業者・法人・団体等による共同事業体として応募をする場合は、全構成員が以下に掲げる要件を全て満たしていることが必要です(応募の際には、複数の個人事業者・法人・団体等の関係が明確になるように、個人事業者・法人・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください)。

(1) 応募者の代表者が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 応募者が主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 応募者が消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 応募者が経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名

停止措置が講じられている者でないこと。

(5)応募者が大規模イベント(スポーツイベント、音楽フェスティバル等)でリユース食器の運用実績があること。

(6)連合体に係る事項

ア 代表者要件 代表者は各構成員から指名を受けた代表者とし、協定書においも、その旨を明らかに規定すること。

イ 連合体で参加する者にあつては、各構成員が公募参加資格を有する者であること。

(※ (5)は連合体として有していればよい。)

また、各構成員は 2 以上の連合体の構成員となることはできない。

## 8 営業参加契約締結候補者の選定方法

協会は、次の審査基準に従い、営業参加契約候補者を決定します。

### 8.1 審査方法

(1)協会は、事業者選定委員会より、ご提出いただいた書類を、提案内容、運用能力等の観点から総合的に審査します。該当者がいない場合には、再募集し新たな応募者の中から決定することにします。応募書類の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

#### (2)審査基準

項目	配点	内容
万博及び本企画への理解	10	・2025年大阪・関西万博のテーマを理解した上での提案がなされているか。 ・大阪・関西万博のリユース食器の運用を通じて会期後のレガシーとすることについて提案されているか。
提供メニューについて	15	・魅力的かつ適切なメニュー、商品の構成がされているか。また相応な価格設定になっているか。 ・参加予定のすべてのフードトラックのメニュー(盛り付け写真、価格、食材調達手法など)が提案されているか。
フードトラック拠点としてのコーディネート	15	・来場者の飲食ニーズに十分に答えられる拠点ごとのメニュー構成などの提案されているか ・フードトラック拠点ごとのインフラや各フードトラックの管理についての提案されているか

リユース食器の活用アイデアや ゴミの削減に向けての 容器・包装材等の工夫	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース食器の利用拡大のためのアイデアが盛り込まれているか。</li> <li>・可食容器や記念に持ち帰りできる食器などゴミの削減に向けた工夫やアイデアがあるか。</li> </ul>
SDGs、持続可能性への 取組み	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業理念や経営方針として常に持続可能性への取組みを実施しているか。</li> <li>・SDGs達成に向けたフードロスや資材循環、環境、健康等に関する持続可能な取組みについて具体的な提案がされているか。</li> <li>&lt;具体的な取組み例&gt;</li> <li>・食品ロス削減推進への取組み</li> <li>・「持続可能性に配慮した調達コード」を満たした国産食材の活用</li> <li>・健康と福祉を推進する取組み (パーソナルヘルスレコードの活用など)</li> <li>・省エネルギー、リサイクル等の取組み</li> <li>・フードダイバーシティ(ハラル、ヴィーガン等)への取組み</li> <li>・多言語対応・ユニバーサル対応への取組み等</li> </ul>
運用遂行能力	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型イベント、大型商業施設等での運用実績があるか。</li> <li>・万博開催期間中において、業務を確実に遂行できる体制が整えられているか。</li> <li>・フードトラックエリアの運営スケジュールや基地施設や食材の搬入計画は適切か。</li> <li>・最繁忙日には1日1台当たり1,000食を超える食数提供プランが示されているか。</li> </ul>
危機管理体制 (安全管理) (食品衛生)	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス体制・リスク防止策が計画されているか。</li> <li>・食品衛生・品質管理・感染症対策など、食の安全安心を担保する体制が整っているか。</li> <li>・事故防止や防災防犯・クレーム発生時の対応等の安全管理体制が整っているか。</li> </ul>
売上納付金	加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の売上納付金歩率(%)が基本条件の売上納付金を上回る場合は、1%につき1点の加点とします。</li> </ul>
合計点	100点 + 加点	

## 8.2 審査結果の通知

(1)審査結果は採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信により全応募者に個別通知します。

決定した営業参加契約締結候補者の名前・名称は、協会ホームページにおいて公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

(2)審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

(3)選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(営業参加契約締結候補者のみ提出)

応募者(個人事業者・法人・団体・共同事業体)により用意いただく資料が異なります。

(以下の項目番号は本募集要領巻末の 14 提出資料一覧 と連動しています)

16. 使用印鑑届(様式 10)

17. 印鑑証明書 ※発行から3か月以内のもの

18. 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式 11)

3. 追加 構成員届出書(代表構成員以外)(様式 3-b)

※複数の個人事業者・法人・団体等で共同事業体を形成しての応募を行った場合

16. 使用印鑑届、17.印鑑証明書については、代表構成員が使用するものを提出してください。

18.持続可能性の確保に向けた誓約書については、全構成員分のものを提出してください。

※なお、資格審査に必要な書類を提出する場合は、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時までに提出してください。

※営業参加契約締結候補者が選定されなかった場合、改めて次回公募にて営業参加契約締結候補者を選定します。

## 8.3 提出注意事項

注意事項については 4.8 提出書類 (2)提出注意事項 をご参照ください。

## 9 営業参加の基本条件

営業参加者は次の納付金等を、日本国通貨で協会に納付していただきます。

### 9.1 施設使用料

(1)施設使用料(契約面積1.0㎡あたり、184日間の全会期分)

フードトラックに関しては、施設使用料は必要ありません。

### 9.2 売上納付金

(1)売上納付金の額

売上額(消費税別途)に対し、次の率(最低歩率)を乗じて得た額とします。

	業態	歩率
飲食	EXPO フードトラック(キッチンカー)	20.0 %

※基本歩率を表記(営業参加契約締結候補者の提案により個別決定)

※売上額には、消費税額は含みません。

(2)納付時期

なお、方法等については、今後協会発出予定の「(仮称)支払い手続きに関するガイドライン」によることとします。

### 9.3 保証金

(1)保証金の額

フードトラックに関しては、保証金は必要ありません。

### 9.4 用役費の負担

会場内で提供される用役(給排水・電気)を使用する場合、用役使用料を協会が指定する方法により、納付していただきます。詳細については「(仮称)支払い手続きに関するガイドライン」をご参照ください。協会の提供する用役以外の使用は原則として認めません。なお、ガイドラインの提示方法等については、別途通知します。

※協会が負担し設置する冷蔵冷凍車、コンテナ車、シンクの給水・電気使用料は営業参加者の負担となります。

※用役費のうち、共同で受益する用役については、別に協会が定める方法によって分担金として支払っていただく場合があります。

## 9.5 共益費の負担

営業参加者は、共同で受益する施設の使用及び役務の対価を、協会が別途定める分担金として、協会が指定する方法により支払わなければなりません。詳細については「(仮称)支払い手続きに関するガイドライン」をご参照ください。

### (1) 別途分担金

- ・防災、警備等 保安関係 経費
- ・清掃衛生塵芥処理関係 経費
- ・開業販売促進費

※上記は2024年7月現在での想定となります。

## 9.6 フードトラックのデザイン及び演出内容に関する要件

営業参加者は、大阪・関西万博開催期間中を通じて、実施する内装及び演出内容が次のいずれにも該当しないことが求められます。

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- エ 不当な利益を上げることが目的とするもの

9.7 営業参加者は、該当店舗区画内の維持管理に際し、日本の法律、大阪府及び大阪市の条例並びに関係法令を遵守してください

## 10 運営に関する留意点

会場内における営業行為については、今後協会の定める運営指針書の各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従って計画、運営を行っていただきます。

本募集要領に記載をされている各種ガイドラインは、決定した営業参加者の皆さまに別途公表します。

### 10.1 売上額の管理・方法について

営業参加者は、協会により定められた方法で、設定された期限内に、自身の商業活動に係る売上額を記録し、定期的に報告するものとします。

#### (1) キャッシュレス決済導入について

日本のキャッシュレス推進の加速化を図るため、会場内の売店、レストラン等の施設においてキャッシュレス決済を全面的に導入し、現金の取り扱いは行いません。  
また、キャッシュレス決済の導入により、来場者の営業施設における支払いの簡素化、レジでの時間短縮、非接触によるウィルス対策、店舗の非現金化による防犯対策、店舗の現金管理時間・コスト削減を目指します。

## (2)指定支払いシステムについて

- ・営業参加者は、自身の商業活動による売上額を取り扱うため、協会により指定された支払いシステム・決済端末機を使用するものとします。
  - また、当該システムに登録されたデータは、協会が毎日利用できるものとします。
  - ・決済処理に使用する決済端末機とPOSシステムは、原則、協会から営業参加者に無償貸与します。また営業参加者が必要とする決済端末機とPOSの台数については、応募様式の内容に基づき、協会との協議により提供します。なお、希望台数分を無償提供できない場合もあります。追加の台数を希望する場合は有償貸与が可能です。また、オーダーエントリーシステム、プリンター等は有償でのオプションとなります。
  - ・キャッシュレス決済利用に際しては、協会を通じて指定する決済代行業者並びに運営事業者との個別契約となります。
- ※決済端末・POSに係る電気料金及び通信費は営業参加者の負担となります。
- ※キャッシュレス決済利用に際しては、別途決済手数料が発生します。

<貸与予定の決済端末機/POS端末>

- ・stera mobile



- ・TWINPOS Sx(POSシステム)



登録する情報及び具体的な手順や費用等は、営業参加契約締結後にお伝えします

(3)取扱いブランド等について

- ・営業参加者は協会が指定する決済ブランドの取扱いを行うこと。

※協会が大阪・関西万博オリジナルとして発行する独自の電子マネーの支払は、決済端末機の処理ではなく、レジ付近に表示したQRコード(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です)を来場者のスマートフォンで読み取って支払うMPM方式での決済処理を行なうこと。

・営業参加者は協会より無償提供する利用可能な決済ブランドロゴを表記した統一表示版（アクセプタンス）を顧客の視認できる場所に設置すること。

#### (4)現金チャージ機の設置について

会場内では、キャッシュレス手段を持たない来場者がプリペイドカードで決済を行うため、営業参加者は店舗内に協会が指定する現金チャージ機を設置すること。また、現金チャージ機は卓上型と架台付きを想定しています。詳細な仕様は個別にご案内しますのでお問合せ下さい。なお、有線LAN接続が必要となります。

※現金チャージ機に係る電気料金は営業参加者の負担となります。

※フードトラックエリア内の現金チャージ機設置はありません。

#### (5)金融機関について

協会との取引に用いるため、営業参加者は国内金融機関の開設済口座または新規開設口座を指定し、協会へ報告いただきます。

### 10.2 価格及び価格表示方法

営業参加者は、様々な層の来場者に合わせた価格帯を設定するものとし、提供する物品・サービスの価格を、日本通貨の円で消費税含む価格にて明確に示さなければなりません。なお、掲示方法等については「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」・「ユニバーサルサービスガイドライン展示・催事/演出・飲食/物販」・「多言語対応ガイドライン」をご参照ください。

### 10.3 メニュー及び提供価格の変更

営業参加者は、商業活動の開始までに、販売品目・メニュー・販売価格等の詳細を申請していただきます。

販売品目・メニュー・販売価格が申込書提案時と著しく齟齬がある場合は、協会の指示に応じなければなりません。商業活動開始以降のメニュー及び価格の変更については、協会への申請が必要です。

※申請フォームは後日公表します。

### 10.4 消費税について

営業参加者は消費税を法の定めるところに従い、利用者から徴収していただきます。

飲食店舗の軽減税率の扱いに関する詳細は、国税庁HP等をご参照ください。

### 10.5 清掃および廃棄物処理、防鼠・防虫について

方法等については、「ごみの適正処理等に関するガイドライン」「衛生及び保健にかかるガイドライン」によることとします。また食品を取り扱う営業参加者は、食品衛生法及び関係法令、規則等によります。

## 10.6 保険

営業参加者は、食材・商品・設備など自らの財物の補償について、「(「保険ガイドライン」をご参照ください。)財物保険の手配・加入を営業参加者の責任でおこなってください。協会は、天災、その他不可抗力による損傷、損失、火災、盗難等について、その責を負いかねます。なお、協会が所有し、営業参加者の用に供する建物・設備等については、協会が財物保険を手配します。また、第三者(来場者など)にケガをさせたり、その財物を損壊させた際の賠償責任保険(PL保険を含みます)も協会が一括して手配します。

営業参加者は、専有面積(店舗建物やフードトラック駐車スペース)等に応じて按分されたこれらの保険料をご負担(協会へ支払い)頂く予定としています。

なお、方法等については、今後協会発出予定の「保険ガイドライン」によることとします。

## 10.7 衛生管理

営業参加者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、日本の夏は高温多湿なことから、特に食品衛生管理には細心の注意を払ってください。食中毒・異物混入等の食品による事故の発生事案については、すべて営業参加者の責任と負担において対処する必要があります。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への申請・届出等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。

詳細は関係法令のほか、「衛生及び保健にかかるガイドライン」によることとします。

## 10.8 行政機関の許認可取得等

営業参加者は、営業に係る許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けるとともに、その写しを協会に提出しなければなりません。

※関係行政機関の許可はそれぞれ相当の期間を要します。

### (1)食品衛生法による飲食店営業等の許可

- ・ 飲食店営業
- ・ アイスクリーム類製造業
- ・ 食肉販売業
- ・ 魚介類販売業
- ・ 菓子製造業 等

## (2)食品衛生法による届出

- ・ 乳類販売業
- ・ 弁当等の食品販売業
- ・ 氷雪販売業 等

## (3)酒類・塩の販売について

関係法令(酒税法・塩事業法)に基づき所定の手続きを行うものとします。

※たばこの販売について会場内では出来ません。

関係法令の扱いに関する詳細は、食品衛生法は厚生労働省、酒税法は国税庁、塩事業法は財務省。各省庁のHP等をご参照ください。

(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp>

(財務省) <https://www.mof.go.jp>

(国税庁) <https://www.nta.go.jp>

## (4)自動車による食品営業について

食品衛生法に基づく営業許可が必要ですので、大阪市自動車による食品営業取扱要綱等をご確認ください。なお車両の種類により、提供できる飲食物の内容が異なります。本万博では最繁忙日には1台当たり1日1,000食以上出せる体制を想定していますので、使用車両は大阪市自動車営業Ⅲ型(基本型)を推奨します。

[大阪市:自動車による食品営業について \(…>食品・衛生に関する情報>市からのお知らせ\) \(osaka.lg.jp\)](#)

[大阪市:大阪市自動車による食品営業取扱要綱 \(…>健康局>要綱\) \(osaka.lg.jp\)leafret2.pdf \(osaka.lg.jp\)](#)

## (5)その他

営業参加者は、事業販売内容に基づき関係法令に準じて所定の手続きを行うものとします。

## 10.9 輸入規制

営業参加者は輸入規制が行われている物品を輸入する場合には、それぞれの法規の定めるところにより税関への輸入申告のときまでに検査を受け、合格証、証明書、許可書又は承認書等を取得することが必要です。また、要検疫物品については、検疫を受けなければ輸入することができません。方法等については、今後協会発出予定の「通関手続きに関するガイドライン」によることとします。

## 10.10 禁止事項

営業参加者は、次の行為をすることができません。

### (1) 目的外使用

協会が貸与した営業施設を、契約で定められた営業用途以外の目的に使用することはできません。

### (2) 権利の譲渡

協会が貸与した営業施設または敷地の全部または一部を名目の如何を問わず第三者に使用、転貸、譲渡、担保に供することはできません。

### (3) 指定営業場所以外での営業行為

営業参加者契約にもとづく場所以外で営業を行うことはできません。

### (4) アルコール販売のルール

20歳未満へのアルコールの販売はできません。

### (5) 自動販売機の設置

飲料自動販売機を店舗内に設置することはできません。

### (6) 販売禁止品及び禁止行為

ア 法令等により所持が禁止されているものの販売

イ 火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等の恐れがあるものや、武器、凶器、刃物類など、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるものの販売

### (7) 裸火の禁止

フードトラックでは裸火を使用することはできません。

※詳細については「持込禁止物・禁止行為に関する来場者向け規約」をご参照ください。

[240405\\_motikomikinshikiyaku.pdf \(expo2025.or.jp\)](https://240405.motikomikinshikiyaku.pdf)

## 10.11 規則等の遵守

営業参加者は、次の各号に掲げる法令及び規則等を遵守しなければなりません。

- (1)関係法令、規則等
- (2)「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年10月改定版)」の第8章 法的文書、8.1一般規則、8.3特別規則第1号、8.4特別規則第2号、各種ガイドライン・その他諸規則
- (3)協会及び協会が委託した管理事業者が、会場の運営上必要と認めて行う指示等

#### 10.12 持続可能性への配慮

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な万博運営の実現を目指しています。大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGs達成の目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となります。また、中長期的な視野を持って未来社会を考えることを通じて、2030年のSDGs達成にとどまらず、その先(+beyond)に向けた姿が示されることも期待されます。営業参加者は、営業施設を運営するにあたっては、協会が策定した「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」や「EXPO 2025 グリーンビジョン(以下、グリーンビジョン)という。」に示された基本的な考え方や方向性を踏まえたものとなるよう配慮してください。また、営業参加者は、営業施設の運営を行うに際し、「持続可能性に配慮した調達コード」その他持続可能性に関して協会が定めるガイドラインを遵守するとともに、資源循環の観点から規制または推奨される事項を定めた資源循環に関する運営基準に従ってください。

##### (1)持続可能性に配慮した調達コード

大阪・関西万博では、持続可能な運営を目指し、物品やサービスの調達プロセスにおける持続可能性への配慮を実現するための基準や運用方法等を定めた「持続可能性に配慮した調達コード」(以下、「調達コード」という。)を策定しています。

営業参加者は、営業施設の運営を行うに際し、協会が定める調達コードの内容を理解し、「持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)」や「持続可能性の確保に向けた誓約書」を提出していただくなど、これを遵守していただく必要があります。

##### (2)資源循環に関する営業施設運営基準

大阪・関西万博では、カーボンニュートラルの実現、資源循環や生物多様性に関する基本的な考え方や具体的な取組内容を示した「EXPO 2025 グリーンビジョン」を策定しています。

営業参加者は、最新のグリーンビジョンに示された具体的な取組の実現に向けて、特に資源循環の観点から商業活動の運営において規制または推奨される事項を定めた

資源循環に関する運営基準に従って商業活動を行ってください。

フードトラック①～⑤エリアでは食器、カップ、カトラリー、箸等すべてリユース食器を使用すること、フードトラック⑥エリアでは堆肥化可能な食器、カップ、カトラリー、箸等を使用することが原則となります。

- ・協会の検討状況により、フードトラック⑥エリアにおいて上記で上げた全ての種類の食器が堆肥化可能なものとせず、別途協会が示す方針に従ってもらう場合があります。
- ・堆肥化可能なものは、別途協会がリストを示す予定です。堆肥化できるものであっても、堆肥化に要する時間等を考慮し、除外する可能性があります。
- ・箸についてもリユースするものを使うことを原則とし、割り箸を使う場合には国産の木材(端材、残材、間伐材)や竹のものを使用してください。
- ・使い捨て容器やカトラリー類で堆肥化可能なものの使用が困難な場合は協会にその理由とともに報告し、協会の方針に従ったものを使用してください。
- ・使い捨てのストロー、マドラー、リッドの使用は極力減らしてください。
- ・飲食店舗において飲料をテイクアウトで提供する場合は、来場者が持参したマイボトルなどの容器に飲料を提供できるように努めてください。
- ・レジ袋、プラスチックバッグの配布をしないでください。
- ・飲料、調味料、洗剤などは紙パックや詰め替えのものを積極的に使用し、プラスチックの削減をしてください。
- ・おしぼりを使用する場合は、再利用できる布製のものを優先してください。どうしても使い捨てのものを配布する場合は、生地に石油由来の成分が含まれていないものおよび包装フィルムはバイオマス由来のものとしてください。
- ・その他、協会が行うプラスチック削減対策、リサイクル対策に協力ください。

#### (食品ロス対策)

- ・協会が別途示す対策例等を参照し、食品ロス削減に努めてください。
- ・協会が事前に知らせる来場者数の予測に応じて食材の調達量をコントロールしてください。
- ・食材の調達方法を工夫し、食品ロスの削減に努めてください。
- ・無理なく食べきれぬ量やサイズのメニューの提供等の方法を検討してください。
- ・無理なく食べきれぬ量やサイズのメニューを注文するよう来場者に呼びかけてください。
- ・食品衛生にも配慮しつつ売れ残りそうな弁当等を希望者が簡単に入手できるような仕組づくりに参画してください。
- ・賞味期限や品質が担保された余った食材でこども食堂等にて利用可能なものをフードバンク等に渡せるような仕組に協力してください。
- ・食品ロス対策のため、売れ残りそうなものの割引販売に関しては、別途示す協会の方針に従ってください。
- ・開幕前に協会から別途連絡をするので、協会が指定する書式で、店舗で取り組む予定の食品ロス対策の具体策を記載の上、提出してください。
- ・会期中には、記載した食品ロス対策に取組み、食品ロスの削減に努めてください。

- ・会期中に店舗で発生した食品廃棄物の排出量に関して、協会がデータを取りまとめます。取りまとめに際して、食品廃棄物の排出量以外の必要なデータの提出とその利用にご協力ください。
  - ・上記のデータを参考にし、食品ロス削減の改善に取り組んでください。
  - ・閉幕前後に協会から別途連絡をするので、食品ロス対策に関する調査(実際に店舗で取り組んだ対策や各種アンケート等)を提出してください。
- 注)上記の提出資料やデータに関しては、協会 HP や報告書等に公表する可能性があります。

#### (資源循環・その他)

- ・フードトラックの装飾は可能な限りリサイクル可能なものを使用してください。
- ・物品の納品における輸送用具は再使用可能なもの(通い箱等など)を用いるよう努めてください。
- ・会場内飲食店で使用する洗剤は生分解性の高い中性洗剤や自然由来原料のものとするよう努めてください。
- ・チラシ、リーフレット、パンフレット等については極力電子的に配布して紙の排出量を減らしてください。
- ・物販における容器包装は協会の分別区分においてリサイクル可能なものとしてください。
- ・排出事業者責任の観点から、提供する後に、すぐにごみとして排出が考えられるもの(堆肥可能な食器類、割り箸、食べ残し、容器包装プラスチック、可燃ごみなど)は回収ごみ箱を店舗に設け、協会が示すごみの分別区分に従い、適切に分別回収できるよう取り組んでください。またその際は、来場者に購入した店舗のごみ箱に廃棄するよう周知してください。

### 10.13 ユニバーサルデザインについて

大阪・関西万博では、テーマである「いのち輝く未来社会」をめざして、ユニバーサルデザインによる「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」の整備・運営を推進していくものとします。

そのためには、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、多様なすべての人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受でき、障がいの有無をはじめ様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂される、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」、アクセシビリティとインクルージョンの基本原則を考え方の基本とします。

来場者の特性を的確に理解し、多様なニーズを把握した上で、出店計画・運営を行うことが重要です。

#### (1) サービスにおけるユニバーサルデザイン

飲食・物販のサービスを提供する場合は、すべての人が飲食・物販店舗を楽しむことができるよう店舗運営上の配慮を行ってください。サポートを希望する人が相談し

やすい環境を整え、運営側も相手に合わせたサービスの提供を行ってください。飲食店舗においては、フードダイバーシティへ積極的に対応し、ハラール、ベジタリアン、ヴィーガン、アレルギーなどをメニューに追記するなどの対応に努めてください。アレルギー特定8品目に関してはメニューなどに文字・ピクトグラム等で表示することを強く推奨します。また、特定原料物に準ずる20品目は、メニュー等の表示は推奨としますが、来場者の求めに応じていつでも掲示可能な状態にしてください。物販店舗では、すべての来場者に必要に応じて声かけ、サポートを行うように検討してください。

また、レストランメニュー・商品説明・パンフレット等、印刷物に関しては多言語対応としては日本語・英語を必須としますが、スペースや視認性の観点から詳細な表記が困難な場合には、ピクトグラムやQRコード(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です)等ICTツールの柔軟な活用が望ましいです。

サービスにおけるユニバーサルデザインの詳細については、「ユニバーサルサービスガイドライン展示・催事／演出・飲食／物販」「多言語対応ガイドライン」の運営基準に従ってください。

#### 10.14 会場への物流に関する事項

会場への商品含めた、搬入出、物流については「貨物の取扱いに関するガイドライン」「(仮称)車両入場に関するガイドライン」によることとします。

#### 10.15 従業員管理に関する事項

営業参加者は、自己の営業施設の従業員に対し、次に定める従業員管理を行わなければなりません。

なお、営業参加者は従業員の行為について、一切の責任を負っていただきます。

##### (1)従業員名簿の提出

営業参加者は営業の開始に先立って、従業員名簿を協会に提出していただきます。

##### (2)健康診断書等の提出

営業参加者は、フードトラック事業者の責任において食品等取扱者(特に調理従事者)の健康診断や検便などを実施し、食品衛生上の危害の発生防止に必要な健康状態の把握に努めることとします。協会がその結果の提出を求めた際には、速やかに提出していただきます。なお、保健所等の指導があった場合はそれに従っていただきます。

### (3)衛生保持

営業参加者は衛生保持のため、従業員に対して次の点について特に指導を徹底していただきます。

- ・ 作業用の衣服、履物のままでみだりに施設外に出させない。
- ・ 作業中は、清潔な外衣、帽子等を着用し、身体、被服の衛生保持に努めさせる。
- ・ 作業前及び用便後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせる。
- ・ 厨房内で、衛生上支障のある行為はさせない。
- ・ 食品取り扱い作業に従事する者は、頭髪及び爪を短く保ち、手指に装飾をしない。

### (4)安全管理

営業参加者は従業員の安全について、万全の配慮をしていただきます。

### (5)接遇態度

営業参加者は従業員の接遇態度に特に留意し、サービスの徹底を図るよう指導に努めていただきます。

### (6)名札の着用

営業参加者は「関係者入場証ガイドライン」に則り名札を付けていただきます。

## 10.16 計画変更に関する協会の権利の留保

協会は入場者予測の大幅な変更及び計画の基本的な変更により、本要領の内容を将来変更せざるをえない状態が生じた場合、修正する権利を留保します。また協会は、営業参加者の売上に対しての異議申し立ておよび補償は受け付けません。

## 10.17 バーチャル万博に関する事項

大阪・関西万博にて開催されるバーチャル空間にて、営業参加者が飲食・物販の提供をすることは出来ません。

## 11 営業施設及び設備

### 11.1 協会が建設する営業施設及び設備

協会が建設し、貸与する営業施設の概要は以下の通りです。

#### (1)協会が費用負担し設置する設備

フードトラック エリア番号	コンセント分電盤	給排水設備		
	盤設置範囲	シンク	水栓 13φ	排水 50φ
①	冷蔵冷凍車・コンテナ車用/ フードトラック4台用	1台	2栓	1箇所
②	冷蔵冷凍車・コンテナ車用/ フードトラック4台用	1台	2栓	1箇所
③	冷蔵冷凍車・コンテナ車用/ フードトラック4台用	1台	2栓	1箇所
④	冷蔵冷凍車・コンテナ車用/ フードトラック4台用	1台	2栓	1箇所
⑤	冷蔵冷凍車・コンテナ車用/ フードトラック4台用	1台	2栓	1箇所
⑥	冷蔵冷凍車・コンテナ車用・フード トラック 2 台用/ フードトラック 2 台用	1台	2栓	1箇所
※フードトラック用コンセント分電盤内仕様 電灯 AC100V/20A(2KVA)・動力 AC200V/30A(10.3KVA) ※分電盤・コンセントの員数は事業者決定後にお知らせします。 ※2槽式シンクステンレス製(水切り付) W1800×D720×H800程度				

#### (2)用役設備(営業参加者)

協会が営業参加者のために提供する用役設備は、給排水、電気等であり、その具体的な内容については、「特別規則第10号(一般サービスに関する規則)」及びその関連規則によります。

※各エリアにより設備設置位置・員数等、異なります。

各エリアのレイアウト等の詳細内容は現在調整中の為、今後お知らせ致します。

##### ア 貸与施設の各用役の施工区分

各用役は、原則として施設の適切な部分に容量に応じた配線及び配管を引き込み各機器本体設置まで協会が用意します。

協会の用意する範囲は以下の通りです。

##### ① 電灯用電力及び動力用電力

・電源の供給方法はコンセント渡しとなります。

- ・分電盤(コンセント付)もしくはコンセントポールとします。
- ・コンセントは引掛型とします。

※分電盤もしくはコンセントポールからの配線は公衆保安の観点(躓きによる転倒や、感電、漏電防止等)により参加者の責任において養生を行うこと。

- ・電気メーターは協会が用意します。

## ② 給水

- ・協会の用意する範囲は、2槽式シンク設置及び水栓までの配管・接続・水栓本体設置までとします。

## ③ 排水

- ・協会の用意する範囲は、2槽式シンク本体設置及び排水配管繋ぎ込みまでとします。

場内で油脂を含む排水の廃棄は出来ません。

調理行為等で油脂を含む排水を場内にて廃棄する場合は置き式のグリーストラップをC工事として設置してください。

## イ 各用役の計量器

各戸に日本国の法令に定める機関の検定に合格した協会指定の計量器を取り付けます。

## ウ 用役の使用

協会の提供する用役以外の用役の使用は、原則として認めません。

## 11.2 営業参加者が自己の負担において行う車両設備の完成

原則として、協会工事部分を汚損させるような計画はできません。

(損料の支払いを要求する可能性があります。)

(1)営業参加者は、次の手続きにより車両を手配、準備していただきます。

ア 営業参加者は、契約締結後、指定する期日までに、協会が定める設計指針書に基づいて整備、手配、準備を行い会場内に車両を配置してください。

またブース内のレイアウト、店名サインについても協会が定めるサイン規制ルールに従った計画としてください。協会が別に定める様式に従い提出していただきます。様式は決定した営業参加締結候補者へ別途公表します。

イ 営業参加者は2025年3月中旬までに指定エリア内の、営業準備を完了しなければなりません。

(2)営業参加者が自己負担で行う工事の主なものは次の通りです。

・ 通信

通信サービスの利用及び通信ネットワーク構築にあたり、関係する日本の法律、大阪府や大阪市の条例及び下記の関係法令を遵守してください。

別に協会が定める「万博会場内通信利用に係るガイドライン及び電気通信事業者リスト」および「万博会場内無線機利用に係るガイドライン」によることとします。

※エリア内に有線LAN設備は設置しておりません。ポケット型Wi-Fiを個別契約して営業参加者が自己負担にて用意してください。

・フードトラック(IH・電気調理器・調理器具等含む)

・ブース内 決済・商品受け渡し用作業台等

### 11.3 営業エリアの維持管理

営業参加者は、協会から貸与された営業拠点エリアを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。なお、協会と営業参加者の費用負担区分は次のとおりです。

(1)協会が負担する費用

ア 協会側の事情による建築、設備、付帯設備の改良工事に要する費用

イ 協会が整備した営業施設に関し、天災地変等営業参加者の責に帰することのできない事由により生じた修理工事に要する費用

ウ 営業施設の自然損耗によるものとして協会が認めたもの

(2)営業参加者が負担する費用

協会が負担する前項費用以外の費用

(3)車両の入替え・修理等の変更工事届

営業参加者は、使用承認を受けたフードトラックについて入替え・修理を行おうとするときは、その旨を前もって協会に届け出るものとします。協会はその内容を審査し、適切と認める場合は条件を付して許可します。

なお、営業参加者が配置するフードトラックの設備・維持及び修理が不十分であると協会が認めた場合は、営業参加者の負担において、車両の改良を指示することがあります。

### 11.4 原状回復

協会の指示に基づき営業参加者の負担により会期終了後2か月以内(2025年12月13

日まで)に、自己の設置した車両、備品等一切を撤去して、貸与を受けた時と同じ状態に復旧してください。

## 12 特記事項

2024年6月24日、博覧会協会は、2024年3月28日発生の火災(爆発事故)及びパビリオンワールド工区での低濃度メタンガス検出を踏まえ、メタンガス等に関する会期中の安全対策をとりまとめ、協会HPにて公表しました。下記URLをご参照ください。

[メタンガス等に関する会期中の安全対策について | EXPO 2025 大阪・関西万博公式Webサイト](#)

本営業参加 募集要領、すべての記載内容は2024年7月19日時点での計画内容となり、今後の状況により変更・修正の可能性があります。  
なお、協会が定めるルール等によって提案内容から変更を求める場合があります。

### 13 「ガイドライン・規則」他 URL 確認一覧

項目	ガイドライン・規則・他 名称 URL
注意事項	「個人情報保護方針」 2023年11月1日 <a href="#">個人情報保護方針   EXPO 2025 大阪・関西万博公式Webサイト</a>
共益費	「2025大阪・関西万博 会場全体施工ルール(施工者向け)」 修正20240327 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/240327_01_01_rule.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/240327_01_01_rule.pdf</a>
価格・価格表示方法	「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」【改訂版】(民間パビリオン用) GL4-5-1 2022年3月 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_udgl_minkanpabirion-02.pdf">220630_udgl_minkanpabirion-02.pdf (expo2025.or.jp)</a>
	「ユニバーサルサービスガイドライン 展示・催事・演出・飲食・物販」2023年7月 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_universalserviceguideline_JP.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_universalserviceguideline_JP.pdf</a>
	「多言語対応ガイドライン」 2023年7月 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_tagennogoguideline_JP.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_tagennogoguideline_JP.pdf</a>
禁止事項	「持込禁止物・禁止行為に関する来場者向け規約」 2024年4月5日 一部改正 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/240405_motikomikinshikiyaku.pdf">240405_motikomikinshikiyaku.pdf (expo2025.or.jp)</a>
規則等の遵守	「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.1 一般規則 「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.3 特別規則第1号 「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.4 特別規則第2号 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/pdf/expo2025_JA4.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/pdf/expo2025_JA4.pdf</a>
持続可能性の取組み	「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20230407_sustainability_policy.pdf">20230407_sustainability_policy.pdf (expo2025.or.jp)</a>
	「持続可能性に配慮した調達コード」(第3版) GL4-8-3 GL5-1-3 GL9-1-3 GL10-1-3 2024年5月 <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20240517_sustainable_code_3rd.pdf">sustainable_code_3rd_20240517.pdf (expo2025.or.jp)</a>
	「調達コード 個別解説・基準」 共通基準・個別基準 木材・紙・農産物・畜産物・水産物・パーム油 <a href="#">持続可能性に配慮した調達コード   EXPO 2025 大阪・関西万博公式Webサイト</a>
	「EXPO 2025グリーンビジョン」(2024年版) <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20240329_greenvision.pdf">20240329_greenvision.pdf (expo2025.or.jp)</a>
その他	よくあるご質問 (FAQ) <a href="#">よくあるご質問(FAQ)   EXPO 2025 大阪・関西万博公式Webサイト</a>

※URL 記載の無いものは今後協会発出予定となります。

## 14 提出書類一覧

No.	提出物 ※1	共同 事業体 ※2			提出書式		提出時期	
		個人	法人	団体	郵送 ※3	メール ※4	申込時	参加 内定時
1	2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)営業参加 提出チェックシート (様式1)	●	●	●	●	PDF	□	□
2	誓約書 (様式2)	●	●	●	●	PDF	□	□
3	構成員届出書(代表構成員)	●	●	●	●	PDF	□	□
	構成員届出書(代表構成員以外)	●	●	●	●	PDF	□	□
	構成員の関係を説明する資料(連合体協定書写し・相関図等) ※自由書式	●	●	●	●	PDF	□	□
4	営業参加申込書 (様式4)	●	●	●	●	PDF	□	□
5	- 営業提案書 表紙 (様式5-a)	●	●	●	●	PDF	□	□
	- コンセプト・車両の種類・商品イメージ(メニュー・アイテム・サービス)等 ※A4上縦10ページ ※自由書式	●	●	●			□	□
	1 営業概要 ※上記自由書式内での表現も可 (様式5-b)	●	●	●			□	□
	2 仕入計画 (様式5-c)	●	●	●			□	□
	3 資金調達ならびに便途計画 (様式5-d)	●	●	●			□	□
	4 収支計画 (様式5-e)	●	●	●			□	□
	5 売上高試算 (様式5-f)	●	●	●			□	□
	6 従業員体制等 (様式5-g)	●	●	●			□	□
	7 SDGs・持続可能性・ユニバーサルサービスへの取組み (様式5-h)	●	●	●			□	□
	8 危機管理体制 (様式5-i)	●	●	●			□	□
	9 申込者の概要、現在の営業概要等 (様式5-j)	●	●	●			□	□
	10 営業実績等 (様式5-k)	●	●	●			□	□
	11 会社または事業の経歴・主要株主等 (様式5-l)	●	●	●			□	□
12 大型イベント・商業施設等への参加実績 (様式5-m)	●	●	●	□	□			
6	持続可能性の確保に向けた取り組み状況について(チェックシート) (様式6)	●	●	●	●	Excel	□	□
7	質問票 (様式7)	●	●	●	-	Excel	-	-
8	住民票記載事項証明又は住民票抄本(団体・代表のもの) ※発行日から3か月以内のもの	●	●	●	●	PDF	□	□
9	定款又は寄附行為(写し) ※原本証明すること	●	●	●	●	PDF	□	□
10	登記事項証明書 ※発行日から3か月以内のもの	●	●	●	●	PDF	□	□
11	協定書(写し)	●	●	●	●	PDF	□	□
12	税務申告書、決算書 直近2ヶ年分	●	●	●	●	PDF	□	□
	決算報告書(営業報告書、貸借対照表、損益計算書) 直近2ヶ年分	●	●	●	●	PDF	□	□
13	納税証明書 直近2ヶ年分 国税、都道府県税、市町村税 (個人:所得税/法人:税、法人事業税、法人住民税/団体:申告所得税、事業税、住民税)等	●	●	●	●	PDF	□	□
14	暴力団排除条則に基づく誓約書 (様式8)	●	●	●	●	PDF	□	□
15	役員名簿 (様式9)	●	●	●	●	Excel	□	□
16	持続可能性の確保に向けた誓約書 (様式10)	●	●	●	●	PDF	□	□
17	使用印鑑届 (様式11)	●	●	●	●	PDF	□	□
18	印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のもの	●	●	●	●	PDF	□	□

※1 各提出物の作成に際しては募集要領をご確認ください。

※2 (個人事業者・法人・団体等による共同事業体として応募する場合)全構成員と記載がある項目は、共同事業体を構成する個人事業者・法人・団体それぞれについてご用意ください。

※3 郵送での提出の際は、紙面部数及び仕様が募集要領の指定に沿っていることを確認してください。押印書類・公的証明書については原本での提出をお願いします。

※4 電子メールでの提出の際は、メール件名・データ名・データ形式等が募集要領の指定に沿っていることを確認してください。各データ形式には指定がありますのでご確認ください。

※5 営業提案書の郵送については、応募エリア毎に5冊1セットにてご用意ください(A4縦フラットファイル・グレー色指定)。その他提出書類については、1冊を提出してください(A4縦フラットファイル・黄色指定)。なお、フラットファイルのメーカーや素材等の指定はございません。

## 15 提出方法補足（全て郵送）



※提出書類 No.1～16  
A4縦フラットファイル綴じ(黄色指定)  
1冊



※営業提案書 No.5  
A4縦フラットファイル綴じ(グレー色指定)  
5冊 1SET×エリア数